

(別表)

区分	補助対象経費	補助率及び補助基準額	
介護ロボット	<p>次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費</p> <p>(i) 目的要件 日常生活支援における次のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。(それぞれの定義については(令和4年6月17日付け老高発0617第2号の別紙1の別添1を参照すること。)</p> <p>①移乗介護 ②移動支援 ③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション ⑤入浴支援 ⑥介護業務支援</p> <p>(ii) 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 (1) ロボット技術(注)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット (注) ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット (2) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成25年度～平成29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(令和3年度～)において採択された介護ロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。)</p> <p>(iii) 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p>	(ア) 1機器につき、左の経費の実支出額に次の表の①欄に定める補助の対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額	
		①区分	②補助率
		i 次の要件を満たす介護事業所 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。	4分の3
		ii 上記以外の事業所	2分の1
		※ iについては、既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め事業計画書を作成すること。	
		(イ) (ア)で算出した額と、次の表の①欄に定める介護ロボットに応じた②欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助金の額とする。	
		①介護ロボット	②基準額
		移乗支援 (装着型・非装着型) 入浴支援	100万円
		上記以外	30万円

	<p>※補助対象経費には、リース費用も含むが、令和4年度中に係る経費（令和5年3月末までに係る経費）のみが対象となる。</p> <p>※1計画につき、1回の補助とする。</p>							
見守り機器	<p>見守り機器を導入に伴い必要な通信機器を整備するための次の経費</p> <p>(1) Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費 配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など</p> <p>(2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)</p> <p>(3) 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)</p> <p>※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>※補助対象経費には、リース費用も含むが、令和4年度中に係る経費（令和5年3月末までに係る経費）のみが対象となる。</p> <p>※1事業所につき1回の補助とする。</p>	<p>(ア) 1事業所につき、左の経費の実支出額に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①区分</th> <th>②補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i 次の要件を満たす介護事業所 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取扱いを行うことを予定していること。</td> <td>4分の3</td> </tr> <tr> <td>ii 上記以外の事業所</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ i については、既に入れている機器の活用も可能とするが、当該機器も含め事業計画書を作成すること。</p> <p>(イ) (ア) で算出した額と 750 万円とを比較して、少ない方の額を補助金の額とする。</p>	①区分	②補助率	i 次の要件を満たす介護事業所 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取扱いを行うことを予定していること。	4分の3	ii 上記以外の事業所	2分の1
①区分	②補助率							
i 次の要件を満たす介護事業所 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取扱いを行うことを予定していること。	4分の3							
ii 上記以外の事業所	2分の1							

【備考】

次の経費は補助対象外とする。

- 1 交付決定前に実施した事業に係る経費
- 2 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

- 3 既に保有している機器等の廃棄に係る経費
- 4 機器の設置にかかる建物の改修費（ただし、通信環境整備のための費用であれば対象とする。）
- 5 インターネット回線使用料等の通信費
- 6 介護ロボットのメンテナンスに係る費用
- 7 保険料
- 8 振込手数料
- 9 その他本事業の趣旨から相当とは認められない費用